

公 示 日 : 2021 年 7 月 21 日

調達管理番号 : 21a00513

国 名 : アルゼンチン

担 当 部 署 : 地球環境部防災グループ防災第二チーム

調 達 件 名 : アルゼンチン国気象災害に脆弱な人口密集地域のための数値天
気予報と防災情報提供システム (SATREPS) 詳細計画策定調査
(環境社会配慮)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 9 月上旬から 2021 年 11 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 8 月 13 日 (金) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 8 月 27 日 (金) までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮
対象国／類似地域	アルゼンチン／全途上国
語学の種類	英語またはスペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

地理的・気候的に多様性を備えた広大な国であるアルゼンチンでは、アンデス山系の氷河後退、海面上昇による沿岸部の侵食、全国的な河川の氾濫・洪水の増加等、気候変動の影響に対して脆弱性が非常に高い国のひとつである。

また、ブエノスアイレス及びコルドバといった大都市域においては、急速な人口増加及び都市化により、人口密集地域が拡大している。かかる地域において大雨の発生により洪水や内水氾濫が頻繁に発生し、大きな被害をもたらしている。

アルゼンチンでは、国立気象局が気象予報業務、国立水文局が洪水や浸水に関する業務を担っているほか、危機管理局が警報伝達システムと危機管理計画の策定業務を担っている。しかし、現状では洪水予警報は実施出来ておらず、大雨や河川の増水等の観測情報に基づき、危機管理局がモニタリングの強化を行うのみであり、予防対策が取れていない。2018 年 11 月に発生したブエノスアイレスにおける洪水では、大雨の降り始めから約 5 時間後に 1m 以上の浸水となったが、住民が実際に避難を開始したのは、1m 以上の浸水となった 1~2 時間後であり、後手に回る対応しか取れていなかった。

こうした状況を背景に、精度の高い極端気象予測を行い、情報伝達システムの開発や地域コミュニティとの協力を通じて、効果的な警報システムの構築による人口密集地域住民の避難等に係る対策を策定する必要性が生じている。

こうした状況の中、日本側代表研究機関を中心に、スーパーコンピュータで培ったビッグデータ同化技術による気象の観測・予測方法、気象情報を用いた洪水氾濫予測、これら情報の伝達を行う方法・ツールの研究、開発を行っており、アルゼンチン政府より、最新の技術と科学的知見に基づいた気象の観測・予測方法、気象情報を用いた洪水氾濫予測、これら情報の伝達を行う方法・ツールの開発を目的とした地球規模課題対応国際科学技術協力（以下、SATREPS）が要請された。

本調査では、先方政府関係機関との協議を通じてプロジェクトの協力の枠組みを策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトの枠組みに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSの主旨・目的・制度及び仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協力・協議・調整しつつ、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」（貸与資料）に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2021年9月上旬～9月下旬)

- ① 要請背景及び内容を把握(要請書・関連する事務所調査等の報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行い、特に以下についてレビューを行う。
 - ア) アルゼンチンの担当分野に係る政策・計画状況
 - イ) アルゼンチンの担当分野に係る他ドナーを含む既往、計画中の関連案件
 - ウ) アルゼンチンの担当分野に係る課題整理

- ③ 現地調査で相手国関係機関、他ドナー（世界銀行、米州開発銀行）等から収集すべき内容を検討する。※関係機関の詳細については、過去にJICAが実施した協力案件を参照のこと。
- ④ 相手国関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を担当分野の観点から作成する。
- ⑤ JICAが作成する、対処方針（案）、Minutes of Meeting(M/M)(案)、Record of Discussions(R/D)（案）、Project Design Matrix(PDM 案)、Plan of Operation (P/O)（案）、事業事前評価表（案）について、担当分野の観点からコメントする。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2021年10月上旬～2021年10月下旬）

- ① JICA アルゼンチン支所等との打合せに参加する。
- ② アルゼンチン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 現地での現状把握及び収集した資料・情報をもとに、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく以下の項目の検討を行う。本事業は要請書等の内容からカテゴリ B と分類されている。
 - ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
 - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要（環境影響評価（EIA）、ステークホルダーの参画及び情報公開の要件・手順を含む環境社会配慮に係る法律、規定、制度等）の調査
 - ウ) 環境社会配慮に係る相手国政府との協議結果のとりまとめ
 - エ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成
 - オ) その他関連する情報の取りまとめ
 - カ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
 - キ) 影響の予測、影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

- ク) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - ケ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
 - コ) 予算、財源、実施体制の明確化
 - サ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)
- ④ 大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合
- ア) JICA 環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)~(12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。
- また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。
- 本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。
- (1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
 - (2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
 - (3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
 - (4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
 - (5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
 - (6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - (7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
 - (8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント)

ト、NGO 等)の特定及びその責務

- (9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - (10) 費用と財源
 - (11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - (12) 社会的弱者 や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。
- ⑤ M/M 案及び R/D 案の作成に担当分野の観点から協力する。
 - ⑥ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA アルゼンチン支所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 10 月下旬～11 月下旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を分析・整理する。
- ③ 評価分析団員がまとめる事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。
- ④ 調査結果や他団員及びアルゼンチン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM (案) 及び PO (案) の作成に担当分野の観点から協力する。
- ⑤ 担当分野に係る本プロジェクトへの助言 (実施手法、規模、留意点等) を行う。
- ⑥ 情報公開用の環境社会配慮調査結果案 (英文) を作成する。
- ⑦ 環境社会配慮の TOR 案を作成する。
- ⑧ 担当分野の詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年11月19日(金)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ② 情報公開用の環境社会配慮調査結果案(英文)
- ③ 環境社会配慮のTOR案(和文)
- ④ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒米国(ロサンゼルス／アトランタ／ダラス)⇒ブエノスアイレス⇒米国(ロサンゼルス／アトランタ／ダラス)⇒日本を標準とします。

(2) コロナ対策に関連する経費

見積書にはPCR検査代及び隔離期間の待機費用等は計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年10月3日～2021年10月23日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。また新型コロナウイルスに関連して、公示時点でアルゼンチン渡航後に5日間の強制隔離が義務づけられており、当該期間は指定の滞在先にて過ごしていただきます(上記現地業務期間には強制隔離期間は含みませんので、現地業務開始までに強制隔離期間を終える日程で渡航をお願いします。隔離期間は、直接人件費相当額、日当及び宿泊費が支払い対象となります。)。また帰国後について日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守いただきます。

② 現地業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究代表 (研究者代表)
- エ) 研究主幹 (オブザーバー)
- オ) 科学技術振興機構 (オブザーバー)
- カ) 機材調達計画 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- キ) 洪水分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- ク) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- ケ) 環境社会配慮 (本件担当コンサルタント)

なお、上記団員のうち現時点で研究代表はオンラインにて参加予定。

③ 便宜供与内容

JICA アルゼンチン支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄スペイン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部防災グループ防災第二チーム代表アドレス (gegdm@jica. go. jp) から配布します。配布を希望される方は代表アドレス宛てにメールをお送りください。
 - ・要請書 (英文)
 - ・「カテゴリB案件報告書執筆要領 (2019年11月)」
- ② 本業務に関する以下の資料等がJICA図書館等のウェブサイトで公開されています。
 - ・2021年度SATREPS新規採択案件の決定について
https://www.jica.go.jp/press/2021/20210520_41.html
 - ・研究課題の概要
https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0309_argentine.html
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica. go. jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アルゼンチン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上